

教育に関する事務の管理及び執行の状況
の点検及び評価の結果に関する報告書
(令和2年度実績)

名護市教育委員会

目次 -Contents-

I	点検・評価制度の概要	1
1	実施根拠	1
2	目的	1
3	対象事業の考え方	1
4	名護市教育行政点検・評価に係る学識経験者懇話会の設置	1
5	評価方法	2
II	教育委員会の活動状況	3
1	教育委員会教育委員（令和3年9月1日現在）	3
2	教育委員会の開催状況（令和2年度）	3
3	教育委員会教育委員の主な活動（令和2年度）	6
4	教育長の主な活動（令和2年度）	7
III	第3次名護市教育振興基本計画	14
IV	令和3年度（令和2年度実績）点検・評価	15
1	総合評価一覧	15
2	点検・評価シート（施策別）	
I-1-1	(1) 学力向上の推進	16
I-1-2	(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	18
I-1-3	(3) 特別支援教育の充実	20
I-1-4	(4) 国際社会に対応できる人材の育成	21
I-1-5	(5) 幼児教育の充実	22
I-2-1	(1) 環境整備の充実	24
I-2-2	(2) 学校支援の充実	26
I-2-3	(3) 学校給食の充実	29
II-1-1	(1) 文化財の保存及び普及・活用	31
II-1-2	(2) 市民の市史づくり	33
II-1-3	(3) 新博物館建設と博物館活動の充実	34
II-2-1	(1) 市民に開かれた利用しやすい図書館運営	36
II-2-2	(2) 全市域の市民へ公平なサービスの提供	38
II-3-1	(1) 芸術文化の振興	39
II-3-2	(2) 芸術文化活動担い手支援	41
II-3-3	(3) 市民会館の管理・運営の充実	43
II-4-1	(1) 中央公民館の充実	44
II-5-1	(1) 生涯スポーツの充実	46
II-5-2	(2) 夢を育む競技スポーツの推進	47
II-5-3	(3) スポーツ施設の整備拡充	48
III-1-1	(1) 青少年の健全育成に向けた取組の充実	49
III-1-2	(2) 家庭・地域の教育力向上の推進	51
III-1-3	(3) 社会教育団体の活性化	53
V	用語一覧	56

I 点検・評価制度の概要

1 実施根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「法」という。）第 26 条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果を議会に提出するとともに、公表することが義務づけられている。

2 目的

教育委員会は、首長から独立した合議制の組織であり、生涯学習、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等の幅広い教育行政における基本方針を決定し、それに基づいて教育長が事務局を指揮監督し具体の事務を執行するものである。

本報告書は、上記基本方針に基づいて行われた教育行政の執行状況について、点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、地域住民への説明責任を果たすことを目的としている。

3 対象事業の考え方

今回の点検・評価は令和 2 年度事業とし、第 3 次名護市教育振興基本計画（令和 2 年度～6 年度）に掲げる具体的施策ごとに位置づけられている主な取組について対象とした。

4 名護市教育行政点検・評価に係る学識経験者懇話会の設置

点検・評価を行うに当たって、法第 26 条第 2 項の規定に基づき、教育に関し学識経験を有する方の知見の活用を図るため、名護市教育行政点検・評価に係る学識経験者懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置し、下記のとおり計 3 回にわたり開催した。

なお、懇話会会員の委嘱に当たっては、学校教育、社会教育及び教育行政分野の識見を有する方を以下のとおり選任した。

(1) 懇話会開催日程（書面開催）

月 日	場 所	備 考
令和 3 年 10 月 15 日(金)	書面開催	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面による開催とした。
10 月 22 日(金)		
10 月 29 日(金)		

(2) 懇話会会員

氏 名	職 名 等
眞喜志 隆 氏	沖縄工業高等専門学校 教授
太田 佐栄子 氏	株式会社スプリングナレッジラボ 教育ビジネス担当
新城 敦 氏	公立大学法人名桜大学 地域連携機構 地域連携研究推進課 教員養成講座担当

5 評価方法

評価は教育委員会による内部評価と懇話会による外部評価を設け、評価基準については次のとおりとした。

評価	評価の基準
A	計画に対する取組が十分できている
B	計画に対する取組が概ねできている
C	計画に対する取組が不十分である
D	計画に対する取組ができていない